

【ショートステイサービスぎおうの里利用料金】 令和 元 年 10 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が1割

(1) 要介護認定を受けておられる方：併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	684	751	824	892	959
加算	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ※1	12 (4+8)			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ□ ※2	12			
	夜勤職員配置加算Ⅱ ※3	18			
① 1日あたりの単位数(②、③を除く)	726	793	866	934	1,001
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ(①×8.3%) ※4	60	66	72	78	83
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(①×2.3%) ※4	17	18	20	21	23
④ 1日あたりの単位数合計(①+②+③)	803	877	958	1,033	1,107
⑤ 1日あたりの金額(④×10.17円)	8,166円	8,919円	9,742円	10,505円	11,258円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額(⑤の9割)	7,349円	8,027円	8,767円	9,454円	10,132円
⑦ 1日あたりの自己負担額(⑤-⑥)	817円	892円	975円	1,051円	1,126円
⑧ 1日あたりの食費(第4段階) ※5	1,550円 (300円/朝食、650円/昼食、600円/夕食)				
⑨ 1日あたりの滞在費(第4段階)	2,200円				
1日あたりの費用の合計(⑦+⑧+⑨)	4,567円	4,642円	4,725円	4,801円	4,876円

※1 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算

※2 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※3 夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算

※4 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※5 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(2) 要支援認定を受けておられる方：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	514	638
サービス提供体制強化加算Ⅰ口 ※1	12	
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	526	650
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×8.3%） ※2	44	54
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×2.3%） ※2	12	15
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	582	719
⑤ 1日あたりの金額（④×10.17円）	5,918円	7,312円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（⑤の9割）	5,326円	6,580円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤-⑥）	592円	732円
⑧ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,550円（300円/朝食、650円/昼食、600円/夕食）	
⑨ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,200円	
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧+⑨）	4,342円	4,482円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	188 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	9 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
緊急短期入所受入加算	92 円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	420 円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が、短期入所利用中、利用者の健康上の管理を行った場合

(3) 滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分	滞在費	食費	
第1段階	生活保護受給者	820円	300円	
	高齢福祉年金受給者			
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	390円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方	2,200円	1,550円	

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(4) 保険給付外サービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【ショートステイサービスぎおうの里利用料金】 令和 元 年 10 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が2割（一定以上の所得のある方）

(1) 要介護認定を受けておられる方：併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	684	751	824	892	959
加算	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ※1	12（4+8）			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ□ ※2	12			
	夜勤職員配置加算Ⅱ ※3	18			
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	726	793	866	934	1,001
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×8.3%） ※4	60	66	72	78	83
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×2.3%） ※2	17	18	20	21	23
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	803	877	958	1,033	1,107
⑤ 1日あたりの金額（④×10.17円）	8,166円	8,919円	9,742円	10,505円	11,258円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（⑤の9割）	6,532円	7,135円	7,793円	8,404円	9,006円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤－⑥）	1,634円	1,784円	1,949円	2,101円	2,252円
⑧ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,550円（300円/朝食、650円/昼食、600円/夕食）				
⑨ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,200円				
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧+⑨）	5,384円	5,534円	5,699円	5,851円	6,002円

※1 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算

※2 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※3 夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算

※4 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※5 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(2) 要支援認定を受けておられる方：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	514	638
サービス提供体制強化加算Ⅰ口 ※1	12	
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	526	650
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×8.3%） ※2	44	54
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×2.3%） ※2	12	15
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	582	719
⑤ 1日あたりの金額（④×10.17円）	5,918円	7,312円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（⑤の9割）	4,734円	5,849円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤-⑥）	1,184円	1,463円
⑧ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,550円（300円/朝食、650円/昼食、600円/夕食）	
⑨ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,200円	
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧+⑨）	4,934円	5,213円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	375 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	17 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	244 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	406 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
緊急短期入所受入加算	183 円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	840 円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が、短期入所利用中、利用者の健康上の管理を行った場合

(3) 滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分	滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者	820円	300円
	高齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	390円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円
第4段階	上記以外の方	2,200円	1,550円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(4) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【ショートステイサービスぎおうの里利用料金】 令和 元 年 10 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が3割（現役並みの所得のある方）

(1) 要介護認定を受けておられる方：併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	684	751	824	892	959
加算	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ※1	12（4+8）			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ□ ※2	12			
	夜勤職員配置加算Ⅱ ※3	18			
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	726	793	866	934	1,001
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×8.3%） ※4	60	66	72	78	83
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×2.3%） ※2	17	18	20	21	23
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	803	877	958	1,033	1,107
⑤ 1日あたりの金額（④×10.17円）	8,166円	8,919円	9,742円	10,505円	11,258円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（⑤の9割）	5,716円	6,243円	6,819円	7,353円	7,880円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤-⑥）	2,450円	2,676円	2,923円	3,152円	3,378円
⑧ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,550円（300円/朝食、650円/昼食、600円/夕食）				
⑨ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,200円				
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧+⑨）	6,200円	6,426円	6,673円	6,902円	7,128円

※1 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算

※2 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※3 夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算

※4 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※5 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(2) 要支援認定を受けておられる方：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	514	638
サービス提供体制強化加算Ⅰ口 ※1	12	
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	526	650
② 介護職員処遇改善加算Ⅰ（①×8.3%） ※2	44	54
③ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×2.3%） ※2	12	15
④ 1日あたりの単位数合計（①+②+③）	582	719
⑤ 1日あたりの金額（④×10.17円）	5,918円	7,312円
⑥ 1日あたりで介護保険から給付される金額（⑤の9割）	4,142円	5,118円
⑦ 1日あたりの自己負担額（⑤-⑥）	1,776円	2,194円
⑧ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,550円（300円/朝食、650円/昼食、600円/夕食）	
⑨ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,200円	
1日あたりの費用の合計（⑦+⑧+⑨）	5,526円	5,944円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	562 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	25 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	366 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	609 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
緊急短期入所受入加算	275 円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	1,260 円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が、短期入所利用中、利用者の健康上の管理を行った場合

(3) 滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分	滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者	820円	300円
	高齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	390円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円
第4段階	上記以外の方	2,200円	1,550円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(4) 保険給付外サービス利用料金

	利用者負担金	備 考	
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。